**平成２４年（フ）第６５０号**
栃木県宇都宮市中里町2647―１　ハレクラニⅢ202、住民票上の住所福島県双葉郡浪江町大字谷津田字万海谷地４番地２
債務者　根本真紀子
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６６４号**
栃木県宇都宮市上横田町864番地２　グリーングラス103号室、前住所東京都町田市小川1206番地８　愛川パレス小川Ａ―202
債務者　工藤　喜代
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６６７号**
栃木県日光市大室1830番地297
債務者　加藤　政男
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７５号**
熊本県八代市竹原町1670熊本労災病院内、住民票上の住所熊本県八代市鏡町芝口140番地
債務者　西田正一呂
１　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月23日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２４年（フ）第１１４２号**
東京都調布市菊野台１丁目49番地１菊美荘201号
債務者　森田　眞明
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第６１０号**
静岡市駿河区丸子6275番地の１　福祉村丸子、旧住所静岡市駿河区丸子３丁目２番Ｄ―１号
債務者　川上　邦王
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６４４号**
静岡市葵区羽高18番地　県営15―443号、旧住所静岡市葵区城北２丁目15番１号
債務者　宮本　滋之
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７５号**
長野県小諸市古城２丁目８番５号　家林ハイツ201号
債務者　武川多恵子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２４年（フ）第２３５３号**
横浜市鶴見区北寺尾７丁目19番５号　ハイクオリティハイツ金子303号
債務者　西山　隆祥
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１２６号**
東京都青梅市今井１丁目30番地の１
債務者　宮内　光治
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２７号**
東京都青梅市今井１丁目30番地の１
債務者　宮内　フミ
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第９６６号**
東京都府中市寿町２丁目３番地の11グランドメゾン府中604
債務者　山田　　洋
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１４６号**
東京都小平市花小金井５丁目19番８号コーポゆり202号
債務者　玉那覇貢平
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第１２２６号**
札幌市東区中沼町181番８号
破産者　新弘建設株式会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第５１号**
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目21―９、登記簿上の本店所在地北海道苫小牧市字錦岡495番地の1265
破産者　彩新館有限会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部